

## 酒屋会議

—その階層的基盤—

山田 昭次

周知のように、酒屋会議は「営業の自由」のスローガンの下に酒造業者が結集して行つた重税反対運動として、民権運動史上著名な事件であり、かつまた戦後に民権運動の研究は著しい進展を示したにもかかわらず、研究史上取残された分野であり、「植木枝盛自叙伝」および「自由党史」の二書が伝える以上に何も明らかにされていなかった。しかしようやく最近、家永二郎氏が植木枝盛研究の一環として本運動の研究を発表され、その全貌が明らかになり始めたのである。

家永氏によつて明らかにされた主要な点は次の二点である。

第一の点は運動の規模についてである。すなわち、前記二書は植木枝盛、小原鉄臣らの指導の下に明治十五年五月大阪、ついで京都で開催された酒屋会議、およびこの発端となつた高知県業者の運動しか述べていないが、事實は広く全国各地で酒屋会議が開催されたのであつて、本運動は今日まで知られていたりもはるかに広範囲にわたつて酒造業者を結集したものであつ

た。第二は運動の期間についてであるが、党史は京都会議以後「復た絶えて其運動を継続せざりし」と述べているが、事實はそれより半年以上も後の十六年一、二月頃まで続けられたのであつた。

右のように、運動はその規模ならびに期間において前記二書が伝えるところをはるかにこえるものであつたことが明らかにされたのであるが、なお検討すべき問題は多く残されている。筆者は、本運動の階層的基盤と政治過程、またこれを規制した酒造税則の性格ならびに酒造経営の推移等の検討を通して本運動の本質にアプローチを試みたいと思ふものであるが、紙面の都合上、本稿では焦点を本運動の階層的基盤の検討に焦点を絞つて考えてみることにする。

運動の階層的基盤を明らかにするには、代表的な一地帯を選んで局地的に運動過程ならびに基礎過程を掘下げるのが、何よりも有効な方法であることはいうまでもない。しかし残念ながら、現在の研究史の段階ではそのようなことは不可能である。なぜならば、まだどの地帯が主要な運動地帯であるかが明らか

にされていないし、またかりにそれが明らかにされていたらしても、一地带についてそのような検討を可能ならしめるほどの豊富な史料が現在発見されていないからである。現在筆者に与えられた史料は新聞、雑誌、刊本等にみられる各地運動の概略的あるいは断片的記事、および統計資料にすぎないのである。このような制約上、筆者はまづ全国的概観を通して主要な運動を検出の上、主要な運動が概してどのような経済的背景をもつた業者の階層を推定するという方法を取らざるをえなかつた。したがって、ここから引出される私見は、大まかな見通しにすぎないものであることをあらかじめお断りしておきたい。

なお、史料紹介の意味で運動過程をなるべく詳記するが、家永氏がすでに述べられている史実については、とくに必要のない限りここでは述べないことにするので、同氏の研究を参照されたい。

二

全国各地の酒屋会議については、すでに家永氏が年月の順を追って全国的概観を行つておられる。ここでは方法を変えてひとまづ地域別考察を行い、各地の運動を若干なりとも掘り上げておきたい。まづ最初に、土佐、越前、若狭、因幡、河内、播磨丹後等、第一表に示したように広く業者を運動に結集した地帯を取上げ、ついで大酒造業地帯および小規模な運動が行われた地帯を取上げることにしよう。

第一表 補表

日 提 日 の は 月 年	地 域	該 地 度 業 者 数	署 名 者 数	参 加 率 (%)
14 12	最初闘争に参加した播磨国	*260	133	51
14 12	中10郡 出訴者を出した同国中7郡	*209	133	63
15 5 10	和歌山県	229	35	15

〔備考〕(1) 署名者数は「自由党史」「大阪日報」「立憲政党新聞」「自由新聞」による。各地域の酒造業者数は各府県統計書による。ただし和歌山県、大阪府以外は業者数が不明なので酒類醸造場数を業者数とした。「第四回日本帝国統計年鑑」所載の16年度統計には醸造場数と業者数ともに記してあるが、兵庫、大阪、愛知等、大酒造業地帯をもつ府県では、前者の数は後者のそれを上廻るが、その他の府県では両者の数は、ほぼ等しい。

(2) △は20年度統計からの推定数。\*は事件の年月に該当する14年度郡別統計がないので、15年度郡別統計による数である。

存在せしめは、其金円は徒に庫裡に呻吟すること無く、日夜交流して殖産興業の資を充たし、往々外国貿易不平均を医する基となり、一國幸福を進むる礎ともならん<sup>(4)</sup>

かれらは全国業者に先駆けて運動の口火を切つただけに、自らを下からの殖産興業の一環として位置づけるほどの高い意識を備えていたのであつた。それは明治十年以来立志社が演説を

高知県 同県酒造業者二九三名総代野村嘉六は、明治十四年五月十六日付で大蔵省に「酒税減額願」を差出した。この願書は、酒税増徴反対の第一の理由を次のように述べている。

第1表 各地運動の参加人員および参加率

日 提 日 の は 月 年	地 域	該 地 度 業 者 数	署 名 者 数	参 加 率 (%)
14 5 16	高知県土佐国	408	293	72
12 12	兵庫縣播磨国	367	133	36
12 5	鳥取縣因幡国	161	159	99
15 4 17	大阪府河内国	76	70	92
5 10	福井縣越前国	444	300	68
〃 〃	福井縣若狭国大飯、遠敷2郡	64	53	83
〃 〃	群馬縣	574	28	5
〃 〃	茨城、千葉2県	1,885	49	3
〃 〃	静岡縣	613	24	4
〃 〃	三重縣	621	40	6
〃 〃	和歌山縣那賀郡	35	35	100
16 1	岡山縣美作国 福井縣遠敷郡(若狭) 福井縣丹波郡(若狭)	243	100余	約41
〃 〃	京都府	85	80	94
〃 〃	△	237	126	約53

も、決して欠額を生じないことは明らかである。しかるに酒税を増徴するのは、国庫に不用の資金を推積する疑いなきをえない。若し酒税改正より増収する金円をして民間に

を通して絶えず続けてきた啓蒙宣伝活動の所産であつたかもしれない。

しかし、右の願書は大蔵省で受理すべき筋のものではないとして却下された。そこで業者は太政官へ差出すことに一決し、なお、願書の貫徹するまで酒税を収めないことを盟約したとい<sup>(5)</sup>う。かれらが植木枝盛、児島稔に謀つたのはこの頃であらう。相談を受けた植木は総代野村嘉六および乾長平の代理となり、全国に会議招集の檄文を發する。大阪、京都会議には野村と前田秀親が出席した。以後は、十五年十月十日に六十余名が高知稲荷新地で懇親会を開いた以外に不明である<sup>(6)</sup>。

さて、以上の総代、または大阪・京都会議出席者の住所をみると、野村は高知材木町、乾が高知朝倉町、前田が高知法要寺町であつて、いずれも高知市街の業者である。このことは高知市街業者から指導層が出ていることを示している。高知市街の酒造業が土佐でいかなる地位をしめるか、第二表AおよびBについてみることにしよう。土佐郡明治十五年度清酒醸造高は高知県のそのの四一・九%で(A)、断然他の六郡を圧しているが、高知市街はこの土佐郡中八九・五%をしめている(B)。同市街業者一人当り醸造高は二七六石、土佐全業者のそれはこの約二分の一で一三六石、安芸、香美、幡多の諸郡業者のそれは一〇〇石以下である。すなわち高知市街酒造業は土佐中第一位をしめ、業者の経営規模は一般的に他の地域の業者のそれより大きかつたわけである。したがつて、土佐の運動の指導層は、同国中上層の業者から出たものと考えてよからう。しかし、選

第 3 表 A 福井県市街地清酒醸造高 (明治 15 年度)

園	市	街	地	A 醸造高 (石)	B 醸造人	A/B (石)		
越	前		井野 (足羽郡)	8,064	30	269		
			大武 (大野郡)	4,982	26	192		
			坂井 (南条郡)	3,256	8	407		
			今庄 (坂井郡)	2,650	10	265		
			敦賀 (南条郡)	2,354	12	196		
			勝山 (敦賀郡)	2,117	5	423		
			丸岡 (大野郡)	1,417	6	236		
			松岡 (足羽郡)	1,137	6	190		
						1,031	6	172
若	狭		浜 (遠敷郡)	4,445	17	261		
			高浜 (大飯郡)	1,221	9	136		

第 3 表 B 福井県郡別清酒醸造高 (明治 15 年度)

園	郡	A 醸造高 (石)	B 醸造人	A/B (石)	
越	前	足羽	10,420 (16.6)	54	193
		吉田	3,443 (5.5)	23	150
		坂井	12,742 (20.3)	93	137
		大野	9,996 (16.0)	64	156
		南条	7,893 (12.6)	40	197
		今立	5,981 (9.6)	58	103
		敦賀	9,323 (14.9)	82	114
若	狭	小計	2,830 (4.5)	11	257
		小計	62,628 (100.0)	425	147
合	計	三方	3,474 (24.0)	20	174
		遠敷	8,906 (61.6)	46	194
		大飯	2,072 (14.3)	17	122
		小計	14,452 (100.0)	83	174
合	計	77,080	508	152	

[備考] 「明治 16 年福井県統計書」より作製

第 2 表 A 高知県郡別清酒醸造高 (明治 15 年度)

郡名	A 醸造高 (石)	B 醸造人	A/B (石)
安芸	4,803 (10.4)	71	68
香美	2,646 (5.7)	28	95
長岡	2,913 (6.3)	19	153
土佐	19,436 (41.9)	72	270
吾川	2,444 (5.3)	20	122
高岡	9,068 (19.5)	69	131
鶴多	5,077 (10.5)	62	82
合計	46,387 (100.0)	341	136

第 2 表 B 土佐郡清酒醸造高 (明治 15 年度)

	高知市街	同市街以外	合計
A 醸造高 (石)	17,397 (89.5)	2,039 (10.5)	19,436 (100.0)
B 醸造人	63	9	72
A/B (石)	276	227	270

[備考] (1) 「明治 16 年高知県統計書」より作製。  
(2) 石以下 4 捨 5 入, 以下の表も同じ。

動に参加した業者は同全国業者の約七割であるから(第一表)、組織された業者は諸郡に及び、広く小酒造業者も組織に包含されたものと思われる。

越前国 同回の運動は、明治十四年十月十五日に七郡(郡名不明)業者総代安立又三郎が石黒福井県令に請願書を差出し、県令から政府に減税を請うよう依頼したのが、始りである。(10)

には、安立は金沢裁判所福井支庁検事局へ呼出されて取調(14)を受けた。安立が大坂会議の概文を發した理由で処刑されたのは、この頃であろう。大阪・京都会議には、七郡三〇〇名総代として安立、その他の四名が出席した。ついで六月二十日にはまた風月楼で南越酒屋懇親会を開き、減税その他二件の歎願を議決(16)した。しかし、やがて運動目標を後退させた。すなわち、九月

安立は同じく越前の業者市橋保身と共に、それから半月後の十一月一日付で植木が發した大坂会議開催の概文に發起人として名を連ねているが、この最初の運動は、まだ植木との連絡はなく、全く自主的に行つたものである。こう判断する理由は次のようである。  
「自叙伝」によると、相互に面識のなかつた植木と安立を取持つたのは、安立の郷友松村才吉であつて、松村が安立・市橋に書面を送り、これに対して兩名が發起人となることを申し来たつたという。植木が大坂会議の同意者を物色したのは、国会期成同盟および自由党創立の会議においてであつた。松村がこの会議に六番として出席していたことは「自由党史」に記してあるから、植木と松村がここで会して相謀つたことは明らかである。ところで植木がこの会議に出席するために高知から東京に着いたのは十月十一日(12)、つまり安立が請願書を出す四日前のことである。安立の方は当然この頃までに業者の結果を終え、請願書を呈出する準備もほぼ完了してたと考えねばならず、他方植木はそれから松村に會し、松村から書面が送られて安立の手許にとどいたのは、安立が請願書を呈出した直後のことと考えてよからう。してみれば、越前の運動は、植木の計画がまだ知られていない中に、これと無関係に始められた、と判断してよいわけである。

続いて十二月十八日には、七郡業者総代二十三名が福井の風月楼に集合して減税歎願について相談したという。(13)同日二十日末から十月初めにかけて再度にわたり県令に納税延期を出願したのである。(17)これは、十五年春から松方デフレ政策の影響が現われ、かくしてもたらされた経営の危機を強制的に切掛けようとするものであつたと思われるが、この点についての詳論は別稿にゆずらう。これ以後の運動の結果は不明である。(18)

大阪・京都会議の發起人または出席者の氏名・住所を挙げる

安立又三郎 南条郡武生有明町  
 安立七郎 同 右  
 松井吉三郎 同郡武生橋町  
 松尾貞十郎 同 右  
 市橋(保身) 足羽郡福井舟寄下町  
 藤井五郎(兵衛) 同郡福井松ヶ枝中町

となり、指導層が武生、福井の両市街、とくに前者から出ている。第三表Aをみると、明治十五年度越前諸市街地清酒醸造高は、福井のそれが第一位、武生のそれが第三位、一人当り醸造高は、福井が二六九石、武生が四〇七石で、越前全体のそのの一四七石(第三表のB)をはるかにこえている。したがって、越前においても運動の指導者が同国中上層の業者から出ているとみてよからう。運動に参加した七郡業者三〇〇名は越前全八郡業者の七割弱であるから(第一表)、七郡内の参加率はもつと高くなり、七郡業者のほとんどすべてが組織されたこととなる。したがって、安立ら越前の上層業者の指導の下に、広く小酒造者が結集したとみてよからう。

若狭国 大阪・京都会議に大阪・遠敷両郡五十三名(参加率八割強、第一表)総代として時岡又左衛門、川村藤五郎の二名が出席した。十六年一月には、川村が遠敷ほか二郡八十名総代として請願書を差出した。他の二郡の名称は不明であるが、前回に参加した大飯郡の他に新たに三方郡が参加し、若狭国全三郡の業者の戦線が結成されたのであろう。とすれば、この参加

大阪・京都会議に出席したのは、「自由党史」によると前記三名に一名加わつて四名、いづれも鳥取市街業者である。

福島 磯 鳥取江崎町  
 前島栄次郎 同川端町  
 安宅良造 同立川町  
 吉村貞造 同新鋤物町吉村半五郎代理

この四名は、十五年九月上旬に発起人となつて鳥取県八郡(因幡国全八郡である)同業者懇親会を開き、また総代に選ばれて減税請願書を差出した。ところが、その前月中旬、同地の山本忠治郎ほか十数名は、酒税上納延期歎願書を差出した。これは運動目標を一步後退させた分派が生じ、業者の足並みがやや乱れてきたことを示すものではなからうか。ほぼ同じ時期に越前業者がやはり納税延期の線に後退したこととあわせて注意しておきたい。

右にみたように、因幡の運動の指導権は専ら鳥取市街業者がもつていた。第四表Aによると、鳥取市街所在の邑美郡十四年度清酒醸造高は因幡の三八・八%、他の諸郡は六%から一%余をしめるにすぎない。第四表Bによると、鳥取市街の清酒醸造高は邑美郡のそれよりやや多く、数字に若干の疑問があるが、ともかくこれによると、同市街は因幡の三九・七%をしめる。また一人当りの醸造高は、鳥取市街は二四六石、これ以外の因幡の地域では八二石であり、同市街業者の経営規模は一般的に周辺地域業者のそれより

第 4 表 A 因幡國郡別清酒醸造高(明治14年度)

郡名	A 醸造高(石)	B 醸造人	A/B(石)
美	6,978 ( 38.8)	34	205
美	1,735 ( 9.6)	13	133
井	1,559 ( 8.7)	20	78
上	1,268 ( 7.0)	18	70
東	2,072 (11.5)	27	77
東	1,491 ( 8.3)	17	88
草	1,075 ( 6.0)	17	63
多	1,823 (10.1)	16	114
合 計	18,001 (100.0)	162	111

第 4 表 B 因幡國清酒醸造高(明治 14 年度)

	鳥取市街	同市街以外	合 計
A醸造高(石)	7,143(39.7)	10,858(60.3)	18,001(100.0)
B醸造人	39	133	162
A/B(石)	246	82	111

〔備考〕「明治 15 年鳥取県統計書」より作製

率は九割強となる(第一表)。

川村は遠敷郡小浜住吉町の業者であつた。明治十五年度遠敷郡の清酒醸造高は若狭のそれ六一・六%に当り(第三表B)、小浜のそれは四、四四五石で(第三表A)遠敷郡の四九・九%に当る。若狭国の一人当り醸造高は一七四石(第三表B)、小浜のそれはこれの一・五倍の二六一石である(第三表A)。つまり小浜は若狭酒造業の中心地である。したがって、川村は同国中上層の業者であつたと考えてよからう。

因幡国 同国では十三年税則改正があつてから、増税を償うために酒価を上げたが、その結果販売高がとみに減少し、他の地方に販路を求めようと試みた業者もあつたが、往々失敗して、十四年末になつても古酒を残す者が少くない程の有様であつた、と伝えられている。しかし、鳥取県の醸造高は十一年以来急テンポで増加し、増税直後一時テンポは緩慢となるが、十四年から再び急テンポの増加が行われているので、売行不振の原因の一半は増税による値上げの他に、生産過剰にあると思われる。

ところで、右の事態を解決するために、同国八郡のほとんどすべての業者一五九名は(第一表)、前島栄治郎、吉村貞造、安宅良造三名を総代として十二月五日減税願を差出した。十一月一日付の植木の檄文はこの頃までに全国に配布されていたのであろう。三日後の同月八日に鳥取市中業者が会して大阪会議に総代三名を派遣することに決し、この運動を全国的運動に結びつけていく。

大きかつたことを示している。したがって、因幡でも運動の指導層は同国中、上層の業者であつたと考えてよからう。

河内国 「東京横浜毎日新聞」十四年十二月二十七日号によると、同国錦部、石川、古市、丹南、丹北、安宿、志紀、若江、大泉ほか三郡業者は、その頃古市郡古市村に会して酒造税減額のことを議し、十五年一月十日に減税請願書を其筋へ差出すこ

とに決したという。当時河内全十六郡中四郡は酒造業者皆無であつたから、業者が存する十二郡すべてから業者が参加したことになる。

さらに統いて同国ほとんどすべての業者七〇名が結集し、(第一表)、十五年四月十七日付で製造所税(大阪府地方税)の免脱請願書を差出した。この時の総代の一人松田甚平と他に西条麟之助が大阪・京都会議に出席した。

播磨国 播磨の運動は高知につづいて早く始められた。すなわち、十四年九月下旬、飾東ほか九郡業者総代笹倉則常(多可郡富田村)ほか二名は、太政官宛の酒税減額願を戸長役場および郡役場所を経由して兵庫県庁に差出したところ、却下されたという。この際の総代と十郡の名称は、右の一部を除いて不明であるが、以下述べる県会との闘争に参加した諸郡とその総代であらう。

この闘争を引起した原因は、兵庫県では税則改正直後の十三年十月頃から十三年度酒造検査が行われたが、その際補類の深さを測るのに、鉛直に測るべきところを、桶の辺にそつて斜めに測つてこれを深度とし、造石高を過大評価したことにあつた。ところで、業者は翌十四年九月末の十三年度第三期納税期限を前にする頃からこの丈量法を不審に思い、近隣の府県に問合させたところ、いずれの府県でもかような丈量法を用いてゐるところはなかつた。そこで明石、美濃、加東、加西、多可、神東、神西、飾東、飾西、印南の十郡業者は、前記の笹倉、神東郡南田原村牛尾彦蔵、印南郡中筋村船津吉太郎の三名を総代

として、十月一日に、昨年の酒造検査丈量法に誤謬はないか、と兵庫県令森岡昌純に伺いを出した。県令は五日付で、「書面何之趣ハ本年甲第六号布達第十五項之方法ヲ以テ丈量セシメノニ付、別段不及改正候事」と指令してきた。同項は酒造検査について規定したものであるが、しかし深度の測定については何も述べておらず、しかも問題の酒造検査の後に布達されたものであつた。業者は布達が過去に遡るのを怪しみ、後に差出した書面で質疑を行ったところ、県令はようやく十一月八日になつて「本年十月五日指令文中、書面ノ趣ノ下『十三年甲第百三十一号及ビ』ノ十二字ヲ脱シタリ云々」と総代に達した。だが、この十三年甲第百三十一号とてやはり深度の丈量法を示すものではなかつた。

第三期納税期限は過ぎ去つており、また十四年度酒造検査も近づいてゐるので、業者は焦つたのであらう。この間に闘争は前進してゐた。第一回の指令を受取つた十月五日の翌々日の七日、前記総代三名は、前年の検査法が不当であることを論じて酒造桶丈量法の改正を願出たが、これに対して県令からの返答はなかつた。こうする中に納税期限はとくに過ぎ去つたので、業者は各役所を経由して、御改正御検査ノ上至当ノ造石数御達相成候迄ハ造石税上納難仕云々と、納税拒否をもつて丈量法改正をせまつた。これに対し郡役所は不納者は公売処分が付すると達した。業者はやや主張をゆるめて第二の手段に出て、十月三十一日総代を派し、第三期納税延期を県令に出願した。県令は十一月五日「酒類造石税納期之儀ハ一般ノ成規に付

難及詰議」と、この要求も拒否した。業者はまた直ちに対応し、七日に県令に対し、納税延期が聞届けられないならば速に丈量法を改正して欲しいと、願書を差出した。県令は十八日付で、「書面願之趣ハ今般及指令候通可相心得事」と指令、同時に前日七日に差出した丈量法改正願に対しても、「書面願ノ趣ハ当時相当ノ丈量ヲ為シタルモノニ付最前ノ指令(十月五日の指令(筆者註)ノ通可相心得候事」と指令し、丈量法改正を拒否した。以上のように、県令は度重なる歎願も尽く拒否し、他方、郡役所は公売処分という威嚇手段で納税を督促した。ここに至つて業者は県令と直接交渉しても効果のないことを覚つたのであらう、かれらは闘争方針を変えて法廷に訴えることを決議し、十一月二十日その旨を県令に伝えてその最後の翻意をまもつ、他方では出訴の準備をした。だが、十二月下旬になつても県令からの指令がなかつた。そうする中に明石郡長富永衛は次の同郡業者四名に公売処分を達した。

- 東本町 石田庄三郎 鴛尾長三 鳥井清次郎
- 西本町 須賀栄吉

右四名は十二月十日出版して大阪上等裁判所に訴状を差出し、「不法の丈量法を改良する事、不当の税額を改正する事、過剰の納税を還附する事」の三件を要求し、別の上申書をもつて、起訴に及んだ上は執行中の公売処分を即時停止するよう、被告たる県令に達して欲しい、と請うた。

さらに右四名に引続いて次の同郡十八名が公売処分を達せられ、十二日に同じく大阪上等裁判所に出訴した。

- 林 村 木村彌吉 松村吉太郎
- 大蔵谷村 小野兵太郎
- 大倉谷村 山田連蔵
- 魚住村 卜部竹三 川崎常太郎 卜部悦太郎
- 江井島村 田中直次郎 卜部直次郎 卜部兵吉
- 西垂水村 有本重五郎 田中源三郎 桜井吉太郎
- 西新町 石丸善次郎 大内徳平
- 西岡村 卜部栄三郎
- 東本町 藤田又三郎

他の業者は集団出訴しようとした。しかし、この段階にきて、十郡中神西、飾東、飾西の三郡業者は戦線から離脱する。残る七郡百十一名は、これまで総代を続けてきた三名の他に常深嘉三郎を加えた四名を総代として、大阪上等裁判所に出訴し、丈量法改正、過剰の税金返還を要求した。

以上は「大阪日報」十四年十二月十六日号から十八日号にかけての記事によつて述べたのであるが、出訴の結果がどうなつたかについては不明である。あるいは「大阪日報」の十五年一月の分あたりはその結果が報道されてはいないかと思われるが、それを閲覧できなかった。出訴者は合計一二三名であるが、播磨全業者の三六%、最初闘争に参加した十郡全業者数に対しては約半数、最後まで戦つた十郡中では六割強に当る(第一表)。残念ながら、業者のどのような層から指導者や出訴者が出てゐるかを推定する手掛りはない。

その後の播磨の運動につき知りうることを拾つて行くと、大阪・京都会議には加西郡三口村の稲岡幸八郎、樺東郡長松村の小泉源之助が出席した。<sup>(33)</sup> 向会議の行われた翌六月の一日には、稲岡、小泉が発起人となつて、姫路で兵庫県下酒屋懇親会が開かれた。参集者は「播磨各郡及び但馬より出席する者凡そ四十名」であつた。<sup>(34)</sup>

但馬から大阪・京都会議に出席したのは美含郡の富森五郎衛門代理一名のみであつたが、同国でも運動が行われたようである。「立憲政黨新聞」十五年五月九日号によると、出石郡の井上宇太郎の首唱で同国業者総代三名が大坂会議に出席の予定であつたという。これに対し、同国各郡役所は四月下旬業者に出販禁止を達したが、とくに甚しいのは出石・気多郡長西山員長であつて、かれは業者を一々召喚して出版しない旨の受書を取つた。だが井上やその他気多郡の業者十五、六名は、会議に出る出ないはわれわれの自由であると主張し、そのため日々呼出されたという。但馬から業者代理一名しか出席がなかつたのは、郡役所の妨害によるのかもしれない。ともかく、この懇親会で同国業者が合同したのである。

出席者は「重に各郡にて酒造営業の行事を務め、若くは特に其の総代の任を受けたる人々」と伝えられるから、両国各郡の指導的上層業者が集つたのであろう。県令との闘争を指導した船津も出席した。ここでも酒税軽減、その他二件を歓迎することを議決し、稲岡、小泉をその委員に選挙した。<sup>(35)</sup>

十五年末再び増税が決定されると、神東、神西、錦東、錦西美作一國の会議が開かれた。発起人は西北条郡香々美村の中島衛、東南条郡津山中之町安東久治郎ほか数名であつた。かくて安東を総代として請願書を呈出することになつた。安東は十一月一日岡山県令に呉書を求めたが、県令は書面を却下した。<sup>(36)</sup> かし、かれは五日に東京に向つて出発した。<sup>(37)</sup>

安東は上京すると、在京中の植木の指導、援助を仰いたようである。「自由新聞」によると、この時かれは百余名の総代の資格であつたという。この数字は美作全業者の約四割であるが（第一表）、久米南条郡の総代選挙会にみられたような結集の困難さが、数字の上々に反映されていよう。

それはさておき、安東は十二月一日太政官の門に至り押問答を重ねたが、請願書は受理されず、一先づ引下つた。<sup>(38)</sup> その後もかれは大政官に向いたが、遂に地方庁を経由しなければ採用できないとして却下された。そこで東京府庁へ差出したが、一般の公益に関し元老院に差出すものでなければ添書きしがたいとして、ここでも却下された。<sup>(39)</sup>

再び増税が決定されると、十六年二月総代が元老院へ建白のために上京した。<sup>(40)</sup>

**巴後国** 同国与謝郡業者は植木の呼びかけがあると、これに応えて動き出した。すなわち、十五年一月六日と二十二日に同郡酒造人総会議が開かれ、大坂会議に総代派遣を議決した。三十一日には総代選挙会を開き、田井五郎衛門、小松九郎衛門、黒田宇兵衛、井上治兵衛の四名を選出した。<sup>(41)</sup> しかし実際大阪・京都会議に出席したのは田井一名であつた。同国中の他の四郡

その他各郡業者は大いに驚き、十六年一月十八、九日頃、各所に集合して減税請願につき相談したという。<sup>(42)</sup>

**美作国** 美作ではいつ頃から運動が行われたか明らかでないが、大阪・京都会議に一名も出席者がなく、植木が「自叙伝」で出席予定はあつたが実際には出席者がなかつた県として挙げた七県にも岡山県の名が見られない。「朝野新聞」十五年九月十七日号によれば、十五年九月三日久米南条郡業者は、同郡下弓削村に集合し、十日に予定されている美作一國酒造営業人総会に出席すべき総代の選挙会を開いたというから、美作では運動が始つたのは遅く、この頃はじめて業者の組織化が始つたのであろう。ところが、この会合で下弓削村の神坂清五郎は、「抑も酒税減額の請願は方今天下の輿論なれば、若し政府に於て之れを闢居るに至らば、請願してもしなくても我が一郡のみ除かるべき理由なし」として、総代派遣無用論を唱えた。新潟県では大坂会議開催以前に官吏を派遣して、酒造業者に「大阪の会議に到らざるも、減税の沙汰あるときは全国一般のことなれば、必ず出版すべからざる旨」を説いたというが、この論理は神坂の論理と同一であり、あるいは岡山県でも新潟県と同じ論理で業者の懐柔が行われていたのかもしれない。神坂のこの見解に対し、福渡村の黒田直次と下弓削村の黒田某は反駁をしたが、多数の者は神坂の説に賛成し、総代を選挙しえなかつた。このことは、美作において業者の結果が容易でなかつた事情の一端を伝えていよう。

期日は不明であるが、恐らく十月下旬頃であらう、ともかくからは一名も出席者がなかつたが、<sup>(43)</sup> 後に同国全五郡の連合ができて、十六年一月丹後五郡一六名委員室井晋が減税願を差出した。<sup>(44)</sup> この際は同国全業者のほぼ半数を結集したものとと思われる（第一表）。

**灘** 灘業者の動きについては従来臆説のあるところであるがともかく運動が行われた。灘の大酒造業者の動き方は、地方業者のそれとはやはり大分異つている。

「統灘酒沿革誌」によれば、十三年酒造税則および同心得書が発せられると、灘業者はこれに規定された酒造検査の時期と方法が突状に沿わないとして、これの変更を願ひしたが、闕届けられなかつた。税則は九月二十七日、心得書は同年十一月二十四日付で発せられたのであるから、この願書が出されたのは十三年末のことであらう。

ついで十四年一月には、第一期納税期限を四月三十日としたのは灘の特殊な事情に沿わないから、六月三十日にして欲しいと出願した。この願書で「税額増加ノ如キハ全圍一般何レノ同業者ニ於テモ結局同様ノ儀、固ヨリ苦情ケ間敷義ハ不奉願候」と述べ、十四年の初めにはまだ減税請願の意志はなかつたことを物語つている。

ところが、「大阪日報」が十四年十一月二十五日および二十六日の社説「酒造営業人ノ會議」において大坂會議開催の概文と播磨業者の減税請願書の全文を掲載すると、これに動かされて一部の灘業者が呼応してきた。すなわち、御影村の新井嘉右衛門、木原熊吉、伊東泰治の三名がそれである。かれらは大阪

日報社に書を送り、貴社新紙によれば、大阪に酒造人会議を開いて減税を請願するよしであるが、「我輩も亦近傍の同業者と謀り応分の力を尽さんと欲す。冀くは發起人諸君屈せず據まず必ず其に其目的を達せられんことを」と、賛意の旨を申しこした<sup>(48)</sup>。

その後から三名がどう行動したか明らかでない。しかし「大阪日報」十二月十四日号は、灘業者が大阪の業者に減税願につき概文を送つたと報じ、「東海暁鐘新報」十二月十六日号は、十二日発の大阪通信員の知らせによると、灘業者と播磨路の業者が協議の上、減税を出願したと報じ、また「統灘酒沿革誌」は年月を明らかにしていないが「酒家皆此ノ改正(十三年酒造税則制定ニ筆者註)ヲ以テ不可ト為シ減税ヲ請願スルモノ頗ル多シ。当時五郷ノ酒家モ亦書ヲ太政大臣ニ上リ之ヲ請フ」と記している。したがつて詳らかなことは分らないが、ともかく灘業者も減税請願を行つたのは事実であり、その時期は十四年十二月月上旬から中旬にかけての頃とみてよからう。

大阪日報に書を送つた三名はどのような業者であつたらうか。「明治二十四年兵庫県統計書第五九表には同年十二月現在資本金一万円以上の酒造工場が記載されている。これによると、新井嘉右衛門の資本金は二二、〇三三円、職工人員は三二八人、木原熊吉の資本金は一八、五四六円、職工人員は二四人である。伊東泰治については記載がない。これはかれの資本金が一万円以下であつたか、それとも二十四年までに廃業していたかのためである。右の数字に示された新井、木原の経営規模が業界で

どのような位置をしめるか考えてみよう。同表によると、資本金一万円以上の工場は、兵庫県全体では九七である(株式会社または組合組織のものが七工場、個人経営のものが九〇工場)。二十四年度同県業者総数は七五〇名であるから、この一二・九%に当り、残余の八七・九%は資本金一万円以下の業者ということになる。したがつて同表掲載の工場を経営する業者は少数大酒造業者であるといえる。これら工場は灘に集中的に存在し、九〇、すなわち九二・八%は灘業者の経営するものである。これを資本金ならびに職工人員別に整理すると、第五表AおよびBのようである。そうしてみると、これら業者中では新井、木原は下位の業者であるが、本表の範囲に入る業者は灘業者の全部ではない。すなわち、二十四年度灘業者総数は一五二名であるから、本表九〇名は上位五九・二%の業者ということになる。したがつて、新井、木原は大酒造業者の一員であるが、大酒造業地灘では中位の業者であつたと考えてよからう。

以上は事件から約十年をへだつた時点のことであるが、しかし事件当時のかれらの業界における位置をうかがうことができよう。新井家の創業は寛政六年といわれる。新井は、年月は明らかでないが、御影の副戸長になつたのをはじめとして、二十二年には町会議員、二十九年には郡参事会員となるなど、公的職務につく。方、業界での活動も多く、二十年から二十一年頃に摂州酒家興業会社および灘酒家銀行を設立、二十八年には灘商業銀行を設立し、三十四年に没するまでその監査役を勤めた。右の点からみて、かれは近世からの系譜をもつ大酒造業者であ

〔備考〕 括弧内の数字はこの中に含まれる株式会社または組合組織の工場数

第 5 表 灘酒造工場 (明 24. 12. 31 現在)		B 職工人員別	
A 資本金別		職工人員	工場数
資 本 金	工場数		
1万円以上	43 (1)	10 人以上	17
2	21	20	20 (1)
3	5	30	19 (1)
4	5	40	5 (1)
5	3 (1)	50	8
6	2	60	2
7	4	70	1
8	2	80	5
9		90	2
10	3 (1)	100	7
15	1 (1)	150	2
20		200	1 (1)
25		250	
30		300	1
万円台	1	人台	
合 計	90 (4)	合 計	90 (4)

標から後退した。すなわち、大阪会議の前月である十五年四月にはすでに納税延期を出願する線に後退したのである。<sup>(49)</sup>したがつて、大阪・京都会議の近傍にありながら、周知のように灘業者が一名も出席しなかつたのも、右の結果当然のことであつた。もつとも灘業者は資金面その他を通じて裏から会議を支持していたと口承で伝えられているが、それとしても政府の彈圧をくぐりぬけて会議に結集した地方業者とは大きな違いがあるといえよう。その後、灘業者は十四年度酒税五ヶ年賦完納を願いでた。その年月は明らかでないが、「統灘酒沿革誌」は、再三これを請うたが「遂ニ之ヲ延期シ十五年十月晦日ニ至リタルガ如シ」と述べているから、十五年九月三十日の納税期限の少し前から十月末にかけてのことであろう。

り、また業界に対して強い指導力をもつた人物であつたように思われる。したがつて灘業者を減税運動に導いたのはかれであつたと推測しても、あながち的はずれではなからう。木原熊吉は十二年に村会議員となり、二十年以降、町会議員、町長、郡参事会員になつてゐる。伊東泰治については、十二年に村会議員になつたこと以外は不明である。ともかく、木原、伊東も新井に次ぐ御影近辺の指導的地位にあつたものと考えてよからう。

右のように、植木らの計画に刺戟されて業者も減税運動に立上つたが、しかしかれらにはあまりにも早く減税という運動目

灘の減税運動は植木らの計画に刺戟されて十四年末に一度行われただけで、以後行われず後退してしまつたのである。その他 以下述べる地域については多くのことを知りえないが、将来の地方史研究の手掛りにならないとは限らないので述べておくことにする。

まづ新潟県三島、古志兩郡の運動を紹介しよう。十五年四月二十四日新潟県官吏が三島郡片貝村に派出され、至急村内の酒造業者を召集し、説論を行つた。これは同村業者が県下の率先

第 6 表 府県別酒類醸造高 (明治 14 年度)

区	府 県	酒 類 醸 造 場	酒類醸造高		1 醸 造 場 当 り	全 戸 数 対 于 酒 類 醸 造 高		全 戸 数 対 于 酒 類 醸 造 高	全 戸 数 対 于 酒 類 醸 造 高
			石	類別		石	類別		
東 北	青 森 県	森田	260	79,962	B	308	E	11.3	D
		山形	376	68,954	B	183	C	45.0	E
		岩手	* 510	* 103,502	C	* 203	C	39.4	E
		宮城	462	72,512	B	157	B	31.1	E
		福島	310	79,399	B	256	E	43.4	E
東 北	平 均	福島	873	121,544	C	139	B	38.8	E
		平均	465	87,646	B	188	C	36.1	E
関 東	群 馬 県	馬木	574	102,844	C	179	C	0.4	A
		茨城	567	123,378	C	218	D	6.9	B
		埼玉	972	167,042	D	172	C	8.4	C
		東京	694	136,987	C	197	C	0.1	A
		千葉	230	9,563	A	42	A	—	A
東 関	平 均	奈川	913	118,406	C	130	B	21.8	E
		平均	487	73,651	B	151	B	2.2	A
東 山	山 梨 県	梨卓	634	104,553	C	165	B	5.7	B
		長野	328	60,160	B	183	C	0.4	A
		平均	628	119,369	C	190	C	1.9	A
東 山	平 均	長野	1,019	187,573	E	184	C	0.6	A
		平均	658	122,367	C	186	C	1.1	A
		平均	658	122,367	C	186	C	1.1	A
東 海	静 岡 県	岡重	613	104,733	C	171	C	0.4	A
		三重	907	281,908	E	311	E	0.6	A
		平均	620	151,465	D	244	D	0.8	A
東 海	平 均	三重	713	179,369	D	252	E	0.6	A
		平均	713	179,369	D	252	E	0.6	A
		平均	713	179,369	D	252	E	0.6	A
北 陸	新 潟 県	山川	1,052	163,031	D	155	B	18.9	E
		富井	* 336	* 72,338	B	* 215	D	4.0	B
		福一	972	160,811	D	165	B	7.5	C
		平均	529	76,905	B	145	B	0.5	A
北 陸	平 均	平均	722	118,271	C	164	B	9.2	C

史料が皆無ではないにしても、決定的に不足しており、また本稿の目的からして、ここでは社会的・経済的条件を考えてみた。  
 観して。便宜上、本表のそれぞれの項目（ただし醸造高を除く）の数字を A から E に区分した。A は最低、B は低位、

まず第六表により、当時の酒造業発展の地域差を全国的に概観して。便宜上、本表のそれぞれの項目（ただし醸造高を除く）の数字を A から E に区分した。A は最低、B は低位、C は全国平均前後、つまり中位、D は高位、E は最高を示す。醸造高について各区の順位をみると、E クラスが近畿区、D クラスが東海、山陽区、中位の C クラスが東山、四国、関東、北陸の諸区、B クラスが東北、九州区、A クラスが山陰区となる。次に自家用酒醸造戸数割合をみると、E クラスが山陰、東北、九州で、これら諸区に農民の自給的家用工業が強く残存し

者となり、酒税につき建議を企てていたのであるという。片貝村は当時周辺農村を市場とする商工村落であり、またこの地方の酒造業の中心地であったもの(56)。

この片貝村業者が中心となつて運動が始つたのであろうか、「新潟新聞」十五年六月十一日号は、古志、三島両郡業者二十五、六名は本日長岡波里町旅店小熊屋で会議を開き、減税建議の手續を討議する予定であると報じ、また六月二十四日号は、両郡業者はまた何か協議するらしく、長岡波里町で会議を開くべき旨の檄文を廻した、と報じている。

つぎに群馬県西群馬郡について。大阪・京都会議に出席した群馬県二十八名総代は、西群馬郡下野田村田村小文治、同郡半田村相川林次郎代理相川恒一で、いずれも西群馬郡業者である。「自由党史」は、両村は群馬郡に属することになっているが、これは誤りで、当時群馬郡と称する郡はなく、両村は西群馬郡に属した。したがつて、同県の運動に参加した業者二十八名の大部分は西群馬郡業者であつたのであろう。同郡業者は十六年二月に森田四郎、狩野定治郎両名を総代として酒造税軽減建議書を差出したという。

最後に三重県河曲郡についてふれておこう。大阪・京都会議に出席した三重県四十名総代三名はいずれも河曲郡業者である。この後八月十日、津で三重県酒屋懇親会が企てられたが、この発起人三名も河曲郡業者で、その中の一人は京都会議に出席した矢田新五郎であつた。これらの事実からみて、三重県の運動の中心をなしたのは河曲郡業者であつたと考えられる。

一月末にはやはり津で会議が開かれた。この時の指導者は不明だが、やはり河曲郡業者ではなからうか。

なお、その他茨城、千葉二県、静岡県、和歌山県那賀郡からそれぞれ数十名の業者を代表して総代が大坂京都会議に出席しているから(第一表)、これらの地域でも小規模ながら運動が行われたのちがいがいないが、いま明らかにすることができない。

三

さて、以上のような貧しい報告で、各地の運動を正確に評価することは難しいが、ほほ次のように言えよう。まづ最も主要な運動地帯としては、初期から長期間にわたつて運動が継続された点、参加人員ならば参加率ともに高い数字を示している点などからみて、土佐、越前、因幡を挙げることができよう。河内、若狭の参加率は九〇%をこえるが、これら二国は全業者数にして一〇〇名に満たないのであるから、前記三地帯と同列に評価することはできない。しかし、一國業者のほとんどすべてに組織が及んだ地帯として注目してよからう。播磨、美作、丹後の参加率は半数前後であるが、播磨ではすでに見たようにねばり強い集団的闘争が行われ、美作、丹後は全国的に運動は退潮期に入つた時期に(この点は後述)、一〇〇名をこえる人員を結集しており、これら三國も主要運動地帯と考えてよからう。



第 7 表 諸府県別清酒醸造高

年度	府 県	国	A 醸造高 (石)	所屬府県 中の割合 (%)	B 醸造人	A/B (石)
14	高 知	○土佐	52,583	100.0	365	144
		○因幡	18,001	42.0	162	111
		○伯耆	24,839	58.0	208	119
		合 計	42,839	100.0	370	116
14	鳥 取	○越前	61,241	80.2	444	138
		○若狭	15,159	19.8	83	183
		合 計	76,399	100.0	527	145
14	福 井	○美作	39,931	22.1	248	161
		備前	68,478	37.9	297	231
		備中	72,274	40.0	340	213
		合 計	180,683	100.0	885	204
20	京 都	○丹後	11,896	12.2	147	81
		丹波	18,925	19.4	165	115
		山城	66,874	68.5	190	352
		合 計	97,696	100.0	502	195
14	大 阪	○河内	14,757	5.5	76	194
		大和	66,847	25.0	383	175
		和泉	72,926	27.3	125	583
		合 計	267,095	100.0	891	300
15	兵 庫	摂津	320,238	66.1	309	1,036
		○播磨	93,290	19.3	342	273
		但馬	25,300	5.2	217	117
		丹波	18,485	3.8	117	158
		淡路	27,199	5.6	142	192
		合 計	484,513	100.0	1,127	430

〔備考〕 (1) 各府県統計書より作製  
 (2) 大阪府は酒類醸造高  
 (3) ○は半数前後もしくはそれ以上の業者が運動に参加した地域

が発展している府県では、その内部の地域差が甚しいことは理論的にいっても、また後掲第七表の示すところによっても明らかであるから、府県内の一地域の運動の経済的背景を本表から探り出すことはできない。本表は、後に個々の運動地帯酒造業の発展度を全国的に位置づける際の基礎を提供するにとどめ、次に運動に関連ある府県を国別に区分した第七表を検討しよう。

第七表中、大阪府のみは酒類醸造高を、その他は清酒醸造高をとつてあるので、統計様式が統一されず、地域的比較を行うのに若干厳密さを欠いている。しかし酒類中清酒以外のものもの占める割合は極めて少く、また全業者中清酒を醸造しない業者も極めて少ないから、ほとんど差支えない。  
 本表により広汎に業者を結集した諸国の業者一人当りの醸造

ていることを示している。Cクラスは北陸、Bクラスが関東、山陽、Aクラスが近畿、東海、東山、四国となり、当然のことながら営業酒醸造高の順位とは大体において逆になっている。このような酒造業発展の地域差は、商品生産一般の発展の地域差とはほぼ照応するものであるといえよう。  
 醸造高、一醸造場当り醸造高ともにEクラスの府県は、兵庫、

大阪、愛知である。和歌山県の醸造高はBクラスであるが一醸造場当り醸造高はEクラスであり、大規模経営を数多く分出している地帯であると考えられる。最も主要な運動地帯である土佐、越前、因幡それぞれが所屬する高知、福井、鳥取三県が醸造高、一醸造場当り醸造高ともにAからBクラスの未発展な地帯であつたことは、とくに注意しておきたい。しかし、酒造業

近 畿	滋 賀	629	82,671	B	131	B	13.5	D
	京 都	865	134,256	C	155	B	12.4	D
	兵 庫	1,336	463,410	E	347	E	0.6	A
山 陰	大 和	912	267,095	E	293	E	0.2	A
	和 歌 山	229	73,726	B	322	E	—	A
	平 均	794	204,232	E	257	E	2.1	A
山 陽	鳥 取	357	43,131	A	121	A	17.4	E
	島 根	571	56,706	A	99	A	19.1	E
	平 均	464	49,918	A	108	A	18.5	E
四 国	岡 山	950	184,455	E	194	C	0.9	A
	山 口	730	158,327	D	217	D	1.6	A
	平 均	826	122,914	C	149	B	13.6	D
九 州	愛 媛	835	155,232	D	186	C	4.8	B
	媛 島 知	951	219,405	E	231	D	—	A
	高 知	553	79,154	B	143	B	—	A
	平 均	408	51,907	A	127	A	6.3	B
全 国 平 均	福 岡	637	116,822	C	183	C	1.4	A
	佐 賀	735	180,271	E	245	D	14.6	D
	長 崎	* 320*	52,883	A	* 165	C	27.4	E
	大 宮	790	115,353	C	146	B	11.5	D
	熊 本	816	125,414	C	154	B	3.5	B
	鹿 児 島	* 249*	21,562	A	* 87	A	23.7	E
	平 均	517	85,851	B	166	B	19.7	E
	平 均	726	39,982	A	55	A	16.7	E
	平 均	593	88,752	B	150	B	15.9	E
	全 国 平 均	644	120,801	C	188	C	8.9	C

〔備考〕 (I) 類別基準

	酒 類 醸 造 高	I 醸 造 場 当 り 醸 造 高	自 家 用 酒 醸 造 戸 数 割 合
A	6 万 石 未 満	130 石 未 満	3 % 未 満
B	6 万 石 以 上	130 石 以 上	3 % 以 上
C	10 万 石 以 上	170 石 以 上	7 % 以 上
D	14 万 石 以 上	210 石 以 上	11 % 以 上
E	18 万 石 以 上	250 石 以 上	15 % 以 上

(2) \* は 15 年度  
 (3) 自家用酒醸造戸数は16年度、全戸数は17年1月1日現在  
 (4) は 0.1% 以下であることを示す  
 (5) 「日本帝國統計年鑑」第 2~4 回より作製

高をみると、土佐、因幡、越前、若狭、美作、丹後、河内はいずれも二〇〇石以下であり、ただ播磨のみが二七三石である。前掲第六表によれば、高知県の一醸造場当り醸造高はAクラス、越前、若狭を含む福井県のそれがBクラス、鳥取県のそれがAクラス、同県内の因幡、伯耆のそれはともに一〇〇石台であるから、因幡はAクラスとみてよい。後にみるように、播磨には業者一人当り清酒醸造高三〇〇石以上の郡が七郡あり、中位あるいはそれ以上の発展をしている地帯かと思われるが、右に検討したところから、その他の主要運動地帯の発展度を推定すれば、中位以下であると考えられる。いいかえれば、広く業者を結集した運動は概して酒造業の未発展な地帯に形成されたといえる。この地帯についてより検討を進めることは、なお、後にゆずつて、次に小規模ながら運動が行われた地帯をみておこう。

まづ和歌山県をみておこう。同県の運動状況は不明だが、「自由党史」によると、那賀郡全業者三十五名(第一表)総代四名が大坂・京都会議に参加している。同県中酒造業が發展している地域は、第八表に示すように、北部の伊都、那賀、名草、和歌山の四郡区で、この四郡の十四年度酒類醸造高は同県の七〇%近くを占めている。那賀郡の業者一人当り醸造高は三六五石で、伊都郡のそれが七四二石、和歌山区のそれが五七九石であるのに対して低い。しかし、前掲第六表

第8表 和歌山県郡別酒類醸造高(明治14年度)

郡 区	A醸造高(石)	B醸造人	A/B(石)
伊 都 郡	15,580 (20.5)	21	742
那 賀 郡	12,767 (16.8)	35	365
和 歌 山 区	12,155 (16.0)	21	579
名 草 区	11,696 (15.4)	34	344
その他5郡	23,621 (31.2)	118	200
合 計	75,819(100.0)	229	331

[備考] 「明治15年和歌山県統計書」より作製

第9表 三重県郡別清酒醸造高(明治15年度)

郡	A醸造高(石)	B醸造人	A/B(石)
三 重	26,311 (19.7)	59	446
河 曲	19,586 (14.7)	40	490
奄 芸	12,330 (9.3)	41	301
朝 明	11,910 (8.9)	38	313
志	10,444 (7.8)	61	171
その他16郡	52,683 (39.5)	269	196
合 計	133,264(100.0)	508	262

[備考] 「明治16年三重県統計書」より作製

によれば、和歌山県の一醸造場当り醸造高はEクラスであるから、那賀郡の酒造経営は中位以上の発展をなしているものとみてよからう。

次に三重県河曲郡。三重県で酒造業が盛んなのは、第九表が示すように北東部であるが、この中でも三重、河曲両郡が最も發展しており、十五年度河曲郡業者一人当り清酒醸造高は四九

第10表 群馬県郡別酒類醸造高(明治15年度)

郡	A醸造高(石)	B醸造場	A/B(石)
西 群 馬	16,885 (18.1)	105	161
邑 楽	9,012 (9.6)	47	192
南 勢 多	9,001 (9.6)	54	167
碓 氷	8,988 (9.6)	69	130
その他13県	49,603 (53.1)	290	171
合 計	93,489(100.0)	565	165

[備考] 「明治16年群馬県統計書」より作製

第11表 新潟県郡別清酒醸造高(明治12年度)

郡 区	A醸造高(石)	B醸造人	A/B(石)
中 蒲 原 郡	28,233 (14.7)	61	463
中 頸 城 郡	24,322 (12.7)	202	120
北 蒲 原 郡	22,639 (11.8)	79	287
三 島 郡	21,110 (11.0)	75	281
古 志 郡	13,855 (7.2)	53	261
岩 船 郡	12,498 (6.5)	171	73
西 蒲 原 郡	12,342 (6.4)	54	229
南 蒲 原 郡	12,096 (6.3)	41	295
その他10郡区	44,609 (23.3)	460	97
合 計	191,705(100.0)	1,196	160

[備考] 「明治13年新潟県統計表」より作製

〇石である。前掲第六表によれば、三重県一醸造場当り醸造高はDクラスである。したがって、同郡酒造業は中位以上の発展を遂げたと考えられる。

で、他郡に対し際立つたところはない。したがって、同郡は未發展な地域であるが、群馬県中では最も酒造業の盛んな地域であつたと考えられる。

新潟県三島、古志郡。同県で酒造経営が發展しているのは越後平野地帯、すなわち南、北、西の蒲原三郡および三島、古志両郡であつて、第一一表に示すように十一年度のこれら各郡業者一人当り清酒醸造高は二〇〇石以上、その他の郡のそれは二〇〇石、あるいは一〇〇石以下である。詳しくいえば、三島郡は二八二石、古志郡が二六一石である。前掲第六表によれば、新潟県の一醸造場当り醸造高はBクラスであるから、両郡酒造業はどうか中位に達するか、ややこれを下廻る程度と考えてよからう。

最後に兵庫、大阪、愛知三府県内で最も酒造業の發展している郡を挙げると、第一二表のようである。兵庫、菟原両郡であつて、十五年度業者一人当り清酒醸造高は一、〇〇〇石台である。愛知県では知多郡で、十六年度業者一人当り清酒醸造高は

第12表 兵庫・愛知・大阪3府県内大酒造業地  
清酒醸造高(堺区、北区は酒類)

郡 区	年度	A 醸造高(石)		B 醸造人		各府内 割合(%)
		醸造高(石)	醸造人	A	B	
武庫郡(兵庫県摂津国)	15	114,787	74	1,551		23.7
菟原郡( " )	15	164,653	138	1,143		34.0
知多郡(愛知県尾張国)	16	59,596	128	466		44.9
堺 区(大阪府和泉国)	14	60,453	88	687		22.6
北 区( " 摂津国)	14	49,556	114	435		18.6

〔備考〕 各府統計書より作製

四六六石である。しかし十六年度はデフレの深刻化のため、全国的に極度に減産や廃業が行われているので、この数字を他と比較することはできない。愛知県の場合、十六年度清酒醸造高は十五年度の四八・一%、業者一人当りでは六三・八%である。(6)この点から十五年度知多郡の清酒醸造高および業者一人当りのそれを推定すれば、前者は一〇万石以上、後者は八〇〇石前後と

考えられる。大阪府では堺区と大阪市街北区である。十四年度業者一人当り酒類醸造高は、堺では六八七石、北区では四三五石である。

さて以上検討したところから、運動とその地帯酒造業の発展度との関連を大づかみに言えば、ほゞ次のようにいえる。まづ第一に、全国で屈指の大酒造業地では、漸に極めて短期間運動が行われたのみで、その他に運動は起らなかった。まづ、大

ラ倒シテ閉店スルニ至リテ、却テ大酒造家ノ幸福トナルベシ」と、本税則実施の結果を予想していた。十五年前半頃までは事態はかれが予想ほど深刻化しなかつたにしても、まさにその方向をたどつたのである。したがつて、税則は必ずしも全業者から抵抗を引起す性格のものではなく、業者の階層によつて異つた対応を生み出すべきものであつた。

次に発展した地帯と未発展な地帯とではどのように業者の階層構成がちがつているか、またそのちがいが右のような作用をもつ税則と接触するとき、どのような帰結が生れるかを考えてみよう。経済的發展には極めて短期間は別として一般的あるいは平均値的發展はありえないことは論ずるまでもないことであるから、発展した地帯では、その発展度に規定されて経営規模の分化はすでに高度に進行し、業者の階層構成はヒエラルキッシュな形をとつていたと推定してよからう。したがつて、経営規模の分化をもたらす税則の作用は、発展した地帯ではその階層構成のヒエラルキッシュなために、内部的矛盾を甚しくしたのではないかと考えられる。これに対し、未発展な地帯では経営規模の分化は遅れ、業者の階層構成は比較的フラットであつたと思われる。したがつて、税則は内部的矛盾を激化する前に、明治政権対全業者に主要な矛盾を形成したのではなからうか。

右のように、土佐、因幡、越前、若狭、丹後、美作等に統一的運動が生れた社会的条件は、酒造業の未発展なために業者の階層構成がフラットであつたことにあるのではないかと推定するのであるが、残念ながら、この地帯の業者の階層構成を直接

阪・京都今議には、右にみた灘、知多、大阪、堺の業者は一名も参加していない。第二に、最高クラスではないが、中位もしくはそれ以上の発展がなされている地帯。このような地帯からはあまり運動が起つてない。運動が行われた地帯としては、いま明らかな範囲では、播磨、三重県河曲郡、和歌山県郡を挙げることができ、広く業者を結集したのは播磨の運動のみである。

したがつて、一國にわたつて広く業者を糾合した統一的運動は未発展な地帯に統出したといえる。発展した地帯と未発展な地帯のこのよな運動のちがいは、どのような原因によつてもたらされたのであるうか。これを明らかにするには、第一に發展した地帯と未発展な地帯との業者の階層構成のちがいという横断的側面と、第二にはこの時期における酒造経営の推移という過程的側面を統一的に検討する必要があるように思われる。

叙述の都合上第二の側面から述べることにしてしよう。ただし、これについては別稿で詳論する予定であるから、論証は省いて、ここではごく必要な限り述べる止める。簡単にいえば、運動が行われた十四・五年は、十年から十三年にかけての酒造業の全般の繁栄期から、大酒造業者への生産の集中が激しく行われた十年代後半期への転換期にあつてた。この転換の発端はまづ十三年十月より施行の酒造税則による酒税増徴、次に加えてデフレの開始によつてもたされたのである。すでに元老院における酒造税則案審議に際し、内閣委員戸田秋成は、「新法ノ出ルヤ其重租ニ窮シ、斯ル造酒者(小酒造業者)ハ筆者註、ハ皆旗

裏づける史料をもたない。しかし、経営規模の分化、同じことであるが一部業者への生産の集中は、同時に地域差の拡大、一部地域への生産の集中という形態でも現われるはずであるから、以上の地帯内部の郡別地域差を通して間接的にその階層構成をうかがつてみよう。

第一三表は、各郡業者一人当り醸造高をそれぞれの数値に従つて固または県ごとに排列したものである。このような平均値は厳密に發展度を表現するものではないが、大まかにはこれによつて各地帯内部の地域差の進展状況を見ることができよう。本表の読み方を土佐に例をとつていえば、業者一人当り清酒醸造高一〇〇石未満の郡が三郡、一〇〇石台の郡が三郡、二〇〇石台の郡が一郡と読む。

播磨はかなり發展した地帯であることはすでにみたところであるが、本表によつてもそのことが認められる。すなわち、各郡業者一人当り醸造高は一〇〇石台から五〇〇石以上によつて大きく開いており、大酒造経営を分出し、経営規模の分化は相当進行していることがうかがわれる。主要な運動地帯では最も参加率が低位であつたのはこのためかとも思われる。それはともかくとしてその他の主要運動地帯内の諸郡は、美作中の一郡が三〇〇石台であるのを除いて、その他すべて一〇〇石未満クラスから二〇〇石台クラスの範囲に入る。しかも土佐、因幡、越前、若狭、美作では二〇〇石未満の郡が圧倒的に多く、丹後にいたつてはすべて二〇〇石未満の郡である。そのことは一部の地域に、例えはすでにみたように土佐では高知市街に、因幡では鳥取市

第13表 諸国(県)業者1人当り清酒醸造高別郡数

年 度	府 県 名	国 名	郡 数	業者1人当り清酒醸造高別郡数								
				一、五〇〇石以上	一、〇〇〇石以上	五〇〇石以上	四〇〇石台	三〇〇石台	二〇〇石台	一〇〇石台	一〇〇石未満	
15	高 知	○土佐	7	3	3	1						
14	鳥 取	○因幡 伯耆	8 6	5 2	2 3	1 1						
14	福 井	○越前 ○若狭	8 3	1	6 2	1 1						
14	岡 山	○美作 備前 備中	12 9 11		10 4 4	1 4 7	1					
20	京 都	○丹後 丹波 山城	5 5 10	4 2	1 3	1 3 1						
14	大 阪	○河内 大和 泉 摂津	15 15 5 11	4 1	1 11	4 2 1 3 3 1						
15	兵 庫	摂津 ○播磨 但馬 丹波 淡路	6 16 8 2 2	1 1	1 5 6 2	1 4 6 1 1	2 1	1 1				
15	和歌山		9		3	1 2 3						
15	三 重		21	1	2	7 6 3 2						

〔備考〕 第7表と同じ

街に酒造業の中心地を生み出しはいるが、しかし小酒造経営を駆逐するほどの大酒造経営がそこに分出せず、周辺地帯に小酒造経営が広汎に行われていること、つまり経営規模の分化が遅れていることを示している。この地帯の上層業者といえど、全国的レベルからいえば恐らく中位か、あるいはそれ以下であつたろう。土佐、越前、因幡の上層業者が広く小酒造業者を組

織しえたのは、右のような社会的条件のために、後者と共通した経済的利害に結ばれるところがあつたからではなからうか。他方、代表的な発展した地帯である摂津、和泉をみておこ。兵庫県下摂津では一〇〇石未満から一、五〇〇石以上、大阪府下摂津では一〇〇石台から五〇〇石以上、和泉では二〇〇石台から五〇〇石以上という大きな開きを示している。それの

みならず、周辺地帯である河内には業者皆無の郡が四郡がある。これらのことは、灘、大阪、堺等の中心地に大酒造経営を集中的に分出し、周辺の中小酒造経営が壊滅的状况に追いやられていることを示している。以上の地帯のこのような構造は発展した地帯一般の構造を典型的に表現していると考えられる。

四

さて、以上述べたところをしめくりながら、全国的に運動を概観しておこう。

前述のように、減税請願はまづ十四年五月土佐に行われ、ついで九月播磨に、十月越前に行われる。大阪・京都会議は、「自由党史」が述べるように、「専ら自由党同志の首謀に成れる」ものであつたにしても、植木の呼びかけが行われる以前に、すでにその基盤となるべき広汎な業者の自主的運動が、以上の三國に発生していたことを見落してはならない。しかしまた「自由党史」の述べるところの正しさはあるのであつて、この地方的運動を全国に結びつけるプランは業者自身から生れ出なかつた。

植木の計画は運動のこのような段階を前進させる。すなわち植木の概文は、次々と連続して各地に運動を発生させると共にこれら運動に全国的結びつきを与える。この新しい段階は十四年十二月に始る。十二月はじめ因幡業者は減税請願を行つて後直ちに大阪会議に総代派遣を議決。また河内業者も同月中に翌年一月を期して減税請願を準備する。十五年一月には月後与謝郡業者が総代派遣を議決する。前段階で近畿、東海の発展した

地帯で運動が行われたのは播磨だけであつたが、この段階に入ると、発展した地帯の運動も若干ながら増加する。すなわち、十四年十二月に灘業者が立ち上り、大阪・京都会議には和歌山、県那賀郡、三重県河曲郡から業者総代が派遣される。そのことは運動が大酒造業者層をも巻き込んでその階層的基盤を拡大する方向をとつたことを意味しよう。家永氏は、減税運動が全国的に展開したのは京都会議終了後であるとみられたが、右にみたように、植木が概文を發する以前に全国的運動の素地が形成され、十四年十二月から運動は急速に昂揚して全国的に段階に入ったものとみてよからう。

大阪・京都会議終了以後、地方では運動は継続され、あるいは新たに発生するが、近畿、東海の発展した諸地帯には新たに発生するところもなく、むしろ減少させているものがある。まづ地方の運動をみると、土佐、越前、因幡、若狭、丹後、群馬県西群馬郡で引続いて運動が行われる。大分県では大阪・京都会議以前に運動が行われたか否か不明であるが、同会議に出席した業者の指導で九月に会議が開かれ、石川県と美作では新たに運動が発生する。近畿、東海の発展した諸地帯をみると、灘業者はすでに四月に納税延期請願の線に後退し、引続いて運動が行われたのは播磨と三重県河曲郡のみである。現在明らかな範囲で推定すれば、大酒造業者の参加によつて一日拡大化する方向を示した運動の階層的基盤は再び地方業者へと狭小化する道をたどつたものようである。

地方の運動がいつ頃から衰退期に入ったかを断定するのは難

しいが、八・九月における因幡、越前の動向は見逃し難い。八月中旬、因幡では納税延期を請願する分派が現われたようであり、九月末にはまた越前業者が納税延期請願の線に後退する。そうして十月に高知に集会があつたのを最後として、かつて最も広く業者を結集した土佐、越前、因幡の運動が姿を消している。したがつて十五年秋から地方の運動は衰退期に入つたのではなからうか。もつとも、十五年末から十六年初めにかけて業者では一〇〇余名、若狭では八〇名、丹後では一二十六名の業者を結集したが、前記三國の運動がかつて示した規模に達するものではない。このようにして運動は十六年一・二月頃を最後として終熄する。

酒屋会議は、ほぼ右のような過程をたどつたものようであるが、しかし一貫して運動の主力をなしたのは、酒造業の未発展な地帯の業者であつた。そうしていま明らかにした範囲でいえば、これら地方の運動は地方上層業者が広汎に存在する小酒造業者を指導して行われたものであつた。このような運動が成立しえた社会的条件は、未発展な地帯にあつてはその發展度に規定されて業者の階層構成は比較的フラットであり、そのために主要な矛盾は業者の内部にはなく、明治政權対全業者におかれたことにあるように思われる。

酒屋会議がどのような意味をもつた運動であつたか、またいかにして先に述べたような過程をたどつたかを明らかにするには十三年酒造税則、十五年改正追加酒造税則の政治的性情、および十年代酒造経営の推移を検討しなければならぬ。しかし、

は、東北では社会の注目を引く程の運動が行われなかつたことによるものではなからうか。東日本と西日本との違いをどう解したらよいか、筆者には不明であるが、一応事実を報告し、後考をまつことにする。

(3) 本表中、十五年五月十日のものは、「自由党史」所収の「酒税軽減請願書」による人数である。ところが、国会図書館所蔵「樺山資紀文書」所収パンフレットの「酒税減額建白書」(遠山茂樹、佐藤誠郎氏校訂「自由党史」中巻参照)には、党史原本に記されている「〇〇名総代」の文字が削除されている。したがつて、この人数に疑問をもたれる方もあらうかと思われるので、党史原本所収の請願書とパンフレットの建白書の成立過程を考証しておこう。

まづ前述の点以外に両者が異つている点を挙げておくと第一に、本文の字句が多少異つている。しかし、内容のちがいを来たす程のものではない。第二に、建白書には署名されている松井吉三郎、前田兵次の名が請願書署名欄になく(ただし請願書本文冒頭の人名中には松井の名が記載されている)、また署名者の順序が両文書では若干異つている。第三に、日付にちがいがあり、請願書では五月十日、建白書では六月になつている。

二種の文書は次のようにして作製された。すなわち、植本は十五年五月五日頃から請願書草案を作つて会議に備え(植木技盛日記)、同月十日の京都会議にこれを提出し、採決された(自叙伝)。これが党史所収の五月十日付請願

冒頭に述べた本稿の目的に不充分ながら達しえたと思われるので、右の点の検討は別稿にゆずり、本稿はここで擱筆する。

註

- (1) 「植木枝盛と酒屋会議」(歴史評論一九五七年八月号)
- (2) といつても、運動が活発に行われたのは西日本であり東日本、とくに東北は不活発ではなかつたかと思われる。大阪・京都会議に関東から総代を送つたのは、千葉、茨城、群馬の三県であるが、第一表にみられるように、運動の参加人員は極めて少く、東北からは一名も出席していない。もつとも「植木枝盛自叙伝」には、福島、宮城、岩手、秋田の東北諸県から出席の約束があつたが、故障あるいは錯誤のために出席できなかった、と記され、また庄司吉之助氏「日本政党史」所収の「自由党员書簡」には、若松地方業者は集議の上、総代に山寺清二郎を選出したが、何の理由か不明だが、山寺は大阪会議出席を断念したことが記されており、東北でも何らかの運動が行われたことを示している。しかし、早くも明治十三年七月に益説「酒税案」を掲載して、政府の酒税増徴への動向を批判し、以後も一貫して酒税増徴に最も鋭い批判を続けた「東京横濱毎日新聞」でさえ、西日本の酒屋会議については西日本諸新聞の報道を転載しているが、東北については何ら報道を載せていない。東北で発行された新聞をみることでできなかつたので、断定的なことはいえないが、しかしこのこと

書である。植木は会議終了後しばらく大阪にとどまつていたが、二十三日にここを出発して二十五日に上京、六月十日前記請願書を浄書(日記)、これを二十六日に小原が元老院に呈出した(家永氏前掲論文)。植木が東京で浄書したのが、パンフレットとなつた六月付の建白書であろう。

したがつて、いずれも植木が作製したものであり、またかれは自叙伝で、会議に出席した業者は「各其地其地の同業者数十名若くは数百名の総代たる資格を帯び云々」と述べており、党史所収の請願書に記されている人員は一応信頼してよいものと思われる。

- (4) (5) 大阪日報 十四年八月五、六、九日号
- (6) (7) 自由党史、遠山、佐藤氏校訂本による。以下同様。
- (8) 家永氏前掲論文
- (9) 自由党史

(10) 大阪日報 十四年十一月八・九日号  
 「大阪日報」は、この際越前七郡業者四百余名が連署したと報じているが、これは明らかに誤報である。請願書に「福井県ニアリテ酒造ヲ営業仕候モノ四百余云々」とあるのをそのまま連署者数としたものであるが、この時請願を行つたのは越前七郡であつて、同国全八郡中の一郡と若狭国は参加していない。したがつて、署名者数は報じられた数より少いはずである。(もつとも福井県全業者四百余名という数字も誤つている。「明治十五年福井県統計書」によれば、十四年度醸造場数は五二九であるから、業者数もこの程度

とみてよい。大阪・京都会議には安立らが七郡三百名総代として出席しているから、この最初の請願に連署した業者数も、ほぼこの程度であろう。

- (11) 自由党史
- (12) 植木枝盛日記
- (13)(14) 大阪日報 十四年十二月二十四日号
- (15) 自叙伝
- (16)(17) 家永氏前掲論文
- (18) 「酒屋会議小論」(仮題・未発表)
- (19)(20) 自由党史
- (21) 家永氏前掲論文
- (22) 自由党史
- (23) 大阪日報 十四年十二月十五日号
- (24) 別稿に統計表を載せる予定でなるから、本稿では数字を挙げることは省略する。
- (25) したがって、酒税増徴が経営の発展の速度をゆるめたことは否定しえないが、かといって、酒屋会議は酒税の引上げが「全国業者の営業をいぢぢるしく圧迫したことに始る」(家永氏前掲論文・力点筆者)と、みることはできない。そうではなくて、運動の性格は、それまで発展し続けてきた経営の一層の発展を阻止する障害を排除すべく起きたものと解すべきであろう。この点は別稿で詳論したい。
- (26) 23に同じ
- (27)(28) 家永氏前掲論文

- (29) 「明治十五年大阪府統計書」による。
- (30) 立憲政党史新聞 十五年四月二十七日号
- (31) 自由党史
- (32) 大阪日報 十四年十月五日号
- (33) 自由党史
- (34) 立憲政党史新聞 十五年六月七日号
- (35) 自由党史
- (36) 34に同じ
- (37) 家永氏前掲論文
- (38) 東京横浜毎日新聞 十五年五月二日号
- (39) 立憲政党史新聞 十五年十一月八日号

これによると、安東は中島と同じく香々美の業者になつてゐるが、これは誤報であろう。「自由新聞」十五年十二月二日号は、「津山中之町安東久次郎氏はま々」(たがし二十一日号では久治郎と記す)と言ひ、また「自由黨員名簿」に「岡山県東南条郡仲之町 安藤久治郎」の名が記され、東と藤の違いはあるが、同一人物にちがいない。したがつて、かれは津山仲之町の業者と考えてよからう。

- (40) こう判断するのは以下の事実に基づく。第一に、安東の上京後の行動については、当時植木が編集に當つていた「自由新聞」が詳しく報道している。第二に、「植木枝盛日記」十六年一月二日の条に「安藤久次郎来る」とある。右の二つの事実は上京後安東は植木と接触していたことを示している。

- (41) 十五年十二月二日号
- (42) 自由新聞 十五年十二月二日、六日号
- (43) 前掲新聞 同年同月二十一日号
- (44) 家永氏前掲論文
- (45) 立憲政党史新聞 十五年二月六日・七日号
- (46) 自由党史
- (47) 家永氏前掲論文
- (48) 大阪日報 十四年十二月四日号
- (49) 明治二十五年兵庫県統計書
- (50) 統灘酒沿革誌
- (51) 「御影町誌」「灘商業銀行四十年史」「酒造雑誌」第四号等に於ける。
- (52) 統灘酒沿革誌
- (53) 家永氏前掲論文
- (54) 政府側の弾圧の有様については家永氏前掲論文参照。
- (55) 新潟新聞 十五年五月二日号
- (56) 「新潟県史・政治部・民俗」(内閣文庫所蔵)第一部は明治八年から十五年にかけての民俗を記しているが、その「三島郡民俗・南部」には、「市街ト称スヘキモノナン、然レトモ片貝村ハ商賈軒ヲ並ヘ殆ント市街ノ状ヲナシ云々」と記され、また「片貝村ニハ酒造家菓子屋多(シ)」とも記されている。
- (57) 越佐毎日新聞 十六年三月三十日号
- (58) 自由党史

- (59) 家永氏前掲論文
- (60) 東京横浜毎日新聞 十五年十二月六日号
- (61) 例へば、明治十四年度全国酒類醸造高中、清酒以外のもの占める割合は、僅か二・二%にすぎない(「日本帝國統計年鑑」第二より算出)。
- 全業者中清酒を醸造しない業者が何%しめるかについては全圖的数字は不明であるが、明治五年から十六年度にかけての盤城岡白河町の場合、十一年度は十四名中二名、十二年度は十七名中二名、その他の年度は全業者が清酒を醸造している(齋藤次郎八氏「東北酒史」)。
- (62) 「明治十七年愛知県統計書」より算出。
- (63) 元老院會議筆記 十三年九月十七日
- (64)(65) 家永氏前掲論文
- (66) 石川県では十五年七月一日金沢で會議が開催された(家永氏前掲論文)。次いで九月二十五日各郡総代二十余名が金沢早見町大野楼に参集し、請願書呈出を議決した(朝野新聞十五年十月七日号)。

追記 本稿のような拙い論稿を発表するのはまことに汗顔の思いのすることであるが、今後の地方研究の手掛りや、あるいは政治史、経済史専攻の方々の検討の素材としてでも、多少役立つことがあればと考え、敢えて発表することにした。本研究に際しては、家永三郎、西田長寿、津田秀夫、林英夫等の諸先生にあたたかい御配慮をたまわつた。記してあつく御礼を申し上げます。